

平成28年度大田市障がい者就労支援施設等からの物品等の調達方針

1. 趣旨

国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進に関する法律(平成24年法律第50号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、障がい者就労支援施設等からの物品等の調達の推進を図るため、以下のとおり方針を定める。

2. 適用の範囲

この方針は、大田市の全組織を対象とする。

3. 対象となる障がい者就労支援施設等

この方針の対象となる障がい者就労支援施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

- (1) 障がい者就労支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
- (2) 障がい福祉サービス事業所（同上）
- (3) 地域活動支援センター
- (4) 在宅就業障がい者、在宅就業支援団体

4. 調達する物品等及びその目標

本市が障がい者就労支援施設等から調達する物品等及びその目標は、以下のとおりとする。

以下に記載がないものであっても、市が調達可能な物品等であれば対象とする。

区分	目標金額	調達物品等
役務	2,800,000円	清掃業務、印刷、袋詰め作業等
物品	1,200,000円	賞品、記念品、啓発用品等
合計	4,000,000円	

(目標の考え方)

平成27年度の大田市の調達実績額に、目標伸び率約10%を加味

平成27年度実績3,539千円 → 平成28年度目標値4,000千円

5. 調達推進のための具体的施策

(1) 調達の推進体制の整備

障がい者就労支援施設等から提供可能な物品及び役務についての情報を各部局へ情報提供し、可能な限り障がい者就労支援施設等への発注に努める。

(2) 隨意契約方式の活用

障がい者就労支援施設等から調達を推進するため、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令16号）第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を積極的に活用する。

(3) 共同受発注窓口の活用 ※注1

大田市内の障がい者就労支援施設等だけでは物品等を調達できない場合、共同受発注窓口を活用する。

(4) 障がい者就労支援施設等への配慮

各部局等は、調達情報の提案につとめ可能な限り調達内容の仕様を明確化することや障がい者就労支援施設等の特性に配慮した納期を設定するなど、障がい者就労支援施設等が不当に排除されることのないように努める。

6. 調達実績の公表

調達実績は、会計年度終了後に、ホームページにより速やかに公表する。

7. 調達方針に関する担当窓口

この調達方針に関する担当窓口は、大田市健康福祉部地域福祉課とする。

※注1 共同受注窓口は、受注内容を対応可能な複数の障がい福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行っている。

《共同受注窓口》

島根県障がい者就労事業振興センター（西部）

浜田市野原1826番地1 いわみーる4F

電話0855-22-8677

FAX0855-22-8676